

き★ら★り

特集①

改正DV防止法と精神的暴力

保護命令制度が新しくなりました

DV防止法(正式名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)が昨年5月に改正され、今年4月1日、施行されました。



今回改正と保護命令制度

保護命令制度とは、DV被害者をDV加害者から守る制度です。裁判所が、被害者からの申立てにより、相手(配偶者など)に対して、一定の行為を禁止する命令(下記)を発令します。

- ・被害者への接近禁止命令(身辺へのつきまといや住居・勤務先などの付近のはいかいの禁止)
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令(無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信などの禁止)
- ・退去等命令(被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止)

DV防止法は2001年の成立後これまで数回の改正を経て、保護命令の対象が拡大されてきました。

今回のDV防止法では、これまで身体的暴力に限られていた保護命令の対象が、精神的暴力にも拡大しています。

精神的暴力のDVとしての認知

内閣府令和3年度調査では、精神的DVのDV相談に占める割合は63.6%となっています。ここからは精神的DVの多さのみならず、その存在が知られて来たことが推察されます。しかし他方では、「手はあげられてないからDVではない…」と耳にすることもあります。今回の改正が、暴力は身体的(殴る・けるなど)に限らないことや精神的暴力について知るきっかけとなることが望まれます。

DV とは

DVは、暴力という手段により相手を支配する行為です。

DV防止法の1条には、『配偶者からの暴力』とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動』と定義されています。

今回のDV防止法改正は、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令が出せるようになったという点で、DVの本質、そして現状により近づく一歩と言えるでしょう。

今後に向けて

精神的暴力は身体的暴力と異なり、目に見える跡が残りにくい性質のものです。何をもって被害の証拠・裏付けとするかなどについて、今後の検討が待たれます。



今回の改正を経て、DV防止法とその運用がより実情に沿ったものとなり、少しでも被害者の支援、被害からの脱却・回復が進む社会となることを願ってやみません。



いつ来るかわからない

特集②

災害へ備えるために

災害へ備えるために

～男女共同参画・女性の参加が社会づくりのカギ！～

今年元日、能登地方でマグニチュード7.6の地震が起き、甚大な被害が発生しました。その日に内閣府は被災自治体に向け、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」と「避難所チェックシート」の活用、適切な取組を依頼する連絡を出しました。(※)



(※)ガイドライン抜粋として示されていること
・「災害対策本部」「女性に対する暴力の防止・安全確保」ポスター等の見やすい場所への掲示
・トイレ・更衣室・入浴設備の安全確保、「避難所の開設・運営」管理責任者に、女性・男性両方の配置
・「避難所の環境整備」「物資の供給」…など

なぜ、災害時の取組として、「女性の視点」が注目されるのでしょうか？

災害時には平常時における社会の課題が顕在化します。男女差や社会的性別役割は今も存在します。地方防災会議の委員に占める女性の割合(市町村では10.3%〔※1〕、都道府県では19.2%〔※2〕、長岡京市は33.3%〔※2〕)、自治会長に占める女性の割合(6.8%)〔※1〕などはその表れともいえるでしょう。

※1:令和5年版男女共同参画白書 ※2:令和5年2月1日現在

また、性別・性自認、年齢、身体状況、家族構成、経済力、の違いなどによって、災害時に受ける影響、困難は異なります。立場の異なる人の困難は、想像・推察はできてもそれには限りがあります。女性だから気づく・分かる「困り事」もあります。(例:生理用品・下着、プライバシー、防犯など)

女性が自ら災害に備えること、防災意識の啓発はもちろん大切です。その一方で、個々でできることには限りもあります。

その点からも、防災会議での女性委員割合を一例とする、社会における男女共同参画の推進は重要な課題と言えるのです。

内閣府男女共同参画局「女性が力を発揮するこれからの地域防災ノウハウ・活動事例集」P.50『これからの地域防災 女性が力を発揮するためのポイントチェック』より引用

あなたの地域の防災活動では、女性が力を発揮できていますか？
チェックリストを使って、現状を確認してみましょう。

- ☐ 防災を日常とつなげた訓練を実施していますか？
- ☐ 開催曜日、場所、時刻などに配慮していますか？
- ☐ 女性たちの活動を地域の男性が知る機会がありますか？
- ☐ 役員の女性の割合や役割分担など、組織のルールを決めていますか？
- ☐ 一人あたりの活動の負担が重くならないよう配慮していますか？
- ☐ 一緒に活動する人を見つけられる機会がありますか？
- ☐ 会議で参加者全員が話しやすくなる工夫をしていますか？
- ☐ 女性も男性もともに理解できる防災研修を実施していますか？
- ☐ 女性たちが活動をPRする機会がありますか？
- ☐ 防災をテーマに活動する団体同士のネットワークはありますか？

備蓄チェックシート

- ▶ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が参画して、検討してください。
- ▶ 個人によってニーズは異なりますが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。

女性用品	☐ 生理用ナプキン(普通、長時間向け等) ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 防犯ブザー／ホイッスル ☐ 中身が見えないゴミ袋 ☐ 女性用下着(各種サイズ)
若者(女性)	☐ 女児用下着(発達段階ごとに適したサイズ、形態のもの) ☐ 防犯ブザー／ホイッスル
妊産婦	☐ 妊産婦用下着 ☐ 妊産婦用衣類 ☐ 防犯ブザー／ホイッスル ☐ 母乳パッド
乳幼児用品	☐ 粉ミルク(アレルギー用含む)又は液体ミルク ☐ 枕やクッション(授乳室ごとに数個)、授乳用ケープ・バスタオル等(ストールでも可) ☐ 乳幼児用飲料水(軟水) ☐ 哺乳瓶・人工乳首(ニップル)・コップ(コップ授乳用に使い捨て紙コップも可)・消毒剤・洗剤・洗浄ブラシ等の器具、割りばし ☐ 湯沸かし器具・煮沸用なべ(食用と別にする) ☐ 離乳食(アレルギー対応食を含む) ☐ 皿・スプーン ☐ 乳幼児用紙おむつ(各種サイズ、女児用、男児用)、おむつ用ビニール袋 ☐ おしりふき
介護用品	☐ 大人用紙おむつ(各種サイズ、女性用、男性用)、おむつ用ビニール袋 ☐ 尿取りパッド(女性用、男性用) ☐ おしりふき ☐ 介護食(おかゆ、とろみ食、とろみ剤) ☐ 簡易トイレ・据置式洋式トイレ ☐ 防犯ブザー／ナースコール ☐ 義歯洗浄剤
外国人(女性)	☐ スプーン・フォーク ☐ ストール ☐ 宗教上の理由に関わらず食べられる食べ物
共通	☐ プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーティション ☐ 足腰が悪い人のための寝具(段ボールベッド等)

内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月)P.56より引用

男女共同参画センター “いこ～る” プラスの相談

女性の相談室 予約・問合せ番号

075-963-5502

(月～土午前9時～午後5時)

DV相談専用番号

075

874-7867

(月～金午前9時～午後5時)

電話相談専用番号

075

963-5522

(月～金午前9時～午後5時)

日時変更
しました

男性電話相談

075

963-5522

(毎月第3土午後2時～午後4時)

センターNEWSき★ら★りは、すべての人が生き生きと暮らし、「き・ら・り」と輝けるよう、「き・ら・り」なヒントを発信中！

6月23日～29日は 男女共同参画週間

内閣府は男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」を設けています。

男女共同参画週間事業講演会

6/24 (月) 13:30～15:30 開催

紫式部 自分らしく生きる

いつの世にも男女の不平等など生き方をしづる理不尽がありました。平安の世を生きた紫式部は、現実の不自由さと共存しながらも『源氏物語』の中では自由な心で生きたのかもしれませんが。平安文学研究における第一人者が紫式部の生涯を通して、現代を生きる私たちに語りかけます。

講師 山本 淳子 さん

京都先端科学大学教授。平安文学研究者。『源氏物語』作者・紫式部の人生と作品、またその時代背景となった、一条天皇の時代を、主な研究対象としている。1960年、石川県金沢市生まれ。京都大学大学院人間・環境学研究科修了。博士(人間・環境学)



令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ決定!!

“だれもがどれも選べる社会に”

内閣府では「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していくためのキャッチフレーズ」を募集し、応募総数2,348点の中から、審査の結果、以下の3点を選びました。(募集期間:令和6年1月10日～2月23日)

最優秀作品	だれもがどれも選べる社会に
優秀作品	性別ではなく「自分」の色で 未来を描ける社会へ
優秀作品	男でしょ?女でしょ? だからなんでしょう? もうやめましょう。



令和6年度 男女共同参画作品



川柳募集

家庭・職場・学校・地域など日々の暮らしの中で、あなたが体験した・感じた・考えた、男女共同参画に関する疑問や気づきを五七五の川柳にしてお寄せください。



【募集内容】

詳細はこちらをご確認ください
「男女共同参画川柳募集
ホームページ」

お待ちしております

募集期間:令和6年6月1日(土)～9月30日(月)必着

※人権関連イベントでの展示や男女共同参画の推進・啓発活動に活用いたします。

令和6年度の
男女共同参画週間
ポスターです



講座のお知らせ

講座に参加ご希望の方は、男女共同参画センター“いこ～る”プラスまで
電話・FAX・メールなどでお申込みください。詳細はチラシをCheck!

7/19(金)

女性活躍推進講座 「生きることと音楽と」 ～生きている音楽・人をつなげる絆～

【講師】 三井 奈美 さん
【時間】 14時～15時30分 【場所】 バンビオ1番館 4階 交流室1



8/26(月)

女性活躍推進講座 「身近なパソコンアプリでできる画像処理に挑戦しよう」 (仮題)

【講師】 マザーズジョブカフェ派遣講師
【時間】 ①10時～12時30分 ②13時30分～16時(①と②は同内容です)
【場所】 バンビオ1番館 4階 学習室1



9/12(木)

女性支援講座 「『婚姻』について学ぼう～結婚するってどういうこと?～」(仮題)

- ①結婚で発生する責任・義務・権利とは(仮)
- ②結婚生活を巡るトラブルを法的に考える(仮)

☆2回連続講座です
☆①または②のみご
参加もできます

【講師】 法テラス派遣講師
【時間】 ①13時30分～15時 ②14時～15時30分
【場所】 バンビオ1番館 4階 学習室1



◇◇ 事業報告 ◇◇

～ご参加ありがとうございました～

男女共同参画講座

2/16(金) 自己肯定感について学ぶ ～ココロ軽やかに日々を過ごすために～

現役カウンセラーの古宮昇さんを講師に迎え、実際の事例も使ったお話を聞く中で、「生きづらさ」を感じるのはなぜか、そして自分を大切にいたり健やかに過ごすコツ、自己肯定感を高めることについて学びました。

女性支援講座

3/1(金) 私のからだは私が決める ～私のからだをより快適に!～

産婦人科・女性ヘルスケア専門医の池田裕美枝さんを講師に、女性のからだについて学びました。自分のからだを自分で管理することは基本的人権の尊重と関係し、医学的な知識を得ることが、自分のからだとのよりよい付き合い、心地よさにつながることを知りました。

◇編集・発行◇

長岡京市男女共同参画センター
“いこ～る” プラス

〒617-0833

京都府長岡京市神足2丁目3番1号

長岡京市立総合交流センター6階

TEL 075-963-5501

FAX 075-963-5521

E-mail: danjo-c@city.nagaokakyo.lg.jp



◇利用のご案内◇

☆開館時間

月曜日から土曜日

午前9時から午後5時

☆休館日

日・祝日及び年末年始

☆アクセス

JR京都線長岡京駅西口
から徒歩1分

